

万博記念公園駅前周辺地区活性化事業者公募に係る質問に対する回答【1回目】（令和元年11月8日）

No.	質問		回答
	頁	項目 内容（原則、原文のまま掲載）	
1	3	2 物件概要 (2) 公募対象地 ①-aにおいて、大阪府において整備を行うとされる駅前ロータリーの整備概要（整備面積、設計概要（歩行者用の屋根などの設置はあるのか等含む））、乗り入れ車輛の種類（路線バス、タクシー、自家用車等）等）、整備スケジュールについてご教示頂けませんでしょうか？	駅前ロータリーの整備概要等については、事業予定者又は事業者の事業計画に基づき、大阪府及び関係機関との協議を経て決定します。
2	3	2 物件概要 (2) 公募対象地 ①-b・②・③の土地については現占有者がいらっしゃいますが、当該占有者が立ち退くことは確定しているのでしょうか？	そのとおりです。
3	3	2 物件概要 (2) 公募対象地 現在占有者に貸している用地の契約終了日はいつになりますでしょうか。契約期間延長はございませんでしょうか。提案内容が良くなく、事業者が決定しなかった場合、延長はありますでしょうか。	事業用地①-b、②及び③に係る現占有者との契約満了日は令和5年3月31日です。契約期間の延長は予定していません。
4	3	2 物件概要 (2) 公募対象地 ①-b・②・③の土地の引渡しは「令和5年4月以降」とされていますが、大阪府としては原則として「令和5年4月」の引渡しを目指されており、現時点で想定外の事情が無い限り「令和5年4月」に引き渡されるとの認識でよろしいでしょうか？	そのとおりです。
5	3	2 物件概要 (2) 公募対象地 「②③は現占有者がいることから、土地の引渡しは令和5年4月以降」とありますが、②③の用地に関して、定期借地契約の開始は、令和5年4月以降引渡しを受けてからという認識で間違いないでしょうか。	契約開始日は、基本協定締結の協議において決定します。
6	3	2 物件概要 (2) 公募対象地 公募対象地である①-b、②、③には占有者がいることから、引渡しが令和5年4月以降とありますが、工事着手可能時期としては、令和5年4月1日からと捉えてよいかご教示ください。	工事着手の時期は、基本協定締結の協議において決定します。
7	3	2 物件概要 (2) 公募対象地 「基本用地は必ず利用すること」とありますが、仮に①-bの具体的利用策が無い場合、①-aのみの提案とし、貸付の対象から除外することを前提とした提案でも失格事由には該当しないとの認識でよろしいでしょうか？	①-bは基本用地に含まれているため、当該用地も貸付の対象としてください。
8	3	2 物件概要 (2) 公募対象地 ①-a敷地内に含まれている、駅前ロータリーについて、「大阪府において整備」とありますが、駅前ロータリー整備費用は大阪府が負担するということによいのかご教示ください。	そのとおりです。
9	3	2 物件概要 (2) 公募対象地 駅前ロータリーは、都市計画法に定める都市施設あるいは都市計画施設のいずれになりますでしょうか？ また、建築基準法上の道路となりますでしょうか？	現状は万博記念公園の園路であり、整備後も都市計画法に定める都市施設や都市計画施設、建築基準法上の道路となることは想定していません。
10	3	2 物件概要 (2) 公募対象地 駅前ロータリー一部分の未利用容積の空中権を応募者に移転することを前提とした提案をさせて頂くことは可能でしょうか？	応募にあたっては、未利用容積の空中権の移転を前提としない提案をしてください。ただし、空中権の貸付を前提とする提案を併記していただくことは、かまいません。なお、当該部分も貸付対象となりますのでご注意ください。

万博記念公園駅前周辺地区活性化事業者公募に係る質問に対する回答【1回目】（令和元年11月8日）

No.	質問		回答
	頁	項目 内容（原則、原文のまま掲載）	
11	3	2 物件概要 (2) 公募対象地 「駅前ロータリーは、貸付の対象から除かれる」とありますが、その面積や機能は応募者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか？	事業予定者又は事業者の事業計画に基づきますが、大阪府及び関係機関との協議により変更される場合があります（公募要項P.7「2（6）③」参照）。
12	3	2 物件概要 (2) 公募対象地 10/18現地説明会にて、現駅前ロータリーのバス停移設も大阪府にて実施されるとのご説明がございましたが、移設概要（移設候補先、移設後のバス停流所数等）などを改めてご教示いただけますでしょうか。	移設は、事業予定者又は事業者の事業計画に基づき、大阪府及び関係機関との協議により決定します。
13	3	2 物件概要 (2) 公募対象地 急斜面地など施設配置が困難な用地については、環境緑地としての整備をするなどにより、貸付の対象から除くことは可能でしょうか？	急斜面地のみを貸付の対象から除外することはできません。
14	3	2 物件概要 (2) 公募対象地 公募対象地は赤枠内と考えてよいのでしょうか？①-a、①-b間にある市道は現状を維持するとの認識でよいのでしょうか？	そのとおりです。
15	4	2 物件概要 (3) 用途地域等 吹田市「千里万博記念公園スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の制限等に関する条例」に於ける建築制限について、第4条の「ただし書」の適用を前提とする提案でも失格事由には該当しないとの認識でよろしいでしょうか？	応募にあたっては、同条例第4条本則による提案をしてください。なお、但し書きが適用された場合の提案を併記していただくことは、かまいません。
16	4	2 物件概要 (3) 用途地域等 吹田市「千里万博記念公園スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の制限等に関する条例」に於ける建築制限について、スタジアム・アリーナを建設する際に、診療所を併設する事例もあるようですが、診療所の併設を前提とする提案をすることは可能でしょうか？	診療所は、吹田市「千里万博記念公園スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の制限等に関する条例」第4条但し書きの適用を受けませんので、診療所の併設を前提とした提案はできません。
17	4	2 物件概要 (3) 用途地域等 吹田市「千里万博記念公園スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の制限等に関する条例」に於ける建築制限について、応募期日までの間に応募者自らが個別に吹田市と事前相談をしてもよろしいでしょうか？	問題ありません。ただし、公平性確保の観点から、一般的な規制内容の確認等になります。
18	4	2 物件概要 (3) 用途地域等 千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区内において、公募要項にて制限する用途の記載がありますが、吹田市「千里万博記念公園スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の制限等に関する条例」第4条ただし書きにおいて、市長が機能増進のため必要と認めて許可したものは、この限りではない、とあります。ただし書きの適用も可能でしょうか？具体的には基本用地内に共同住宅は制限があり、計画できないことと読み取れますが、ただし書き適用により計画可能となるのでしょうか？	応募にあたっては、同条例第4条本則による提案をしてください。なお、但し書きが適用された場合の提案を併記していただくことは、かまいません。
19	5	2 物件概要 (5) 土地の貸付条件 ①貸付方法について 土地の売り払いは、①②③全ての用地に協議の可能性があると理解でよろしいでしょうか？	そのとおりです。
20	5	2 物件概要 (5) 土地の貸付条件 ①貸付方法について 「建物の買取を請求することはできません」とありますが、土地の売り払い、または再契約による貸付期間の延長については大阪府と協議が可能であるという認識でよろしいでしょうか？	そのとおりです。土地の売り払いを含む再契約については、一般定期借地権設定契約の締結後、借地期間の満了までに大阪府と協議することができます。

万博記念公園駅前周辺地区活性化事業者公募に係る質問に対する回答【1回目】（令和元年11月8日）

No.	質問		回答
	頁	項目 内容（原則、原文のまま掲載）	
21	5	2 物件概要 (5) 土地の貸付条件 ①貸付方法について 借地期間中に、事業者が大阪府より土地の売り払いを受けることを前提とする提案をすることは可能でしょうか？	応募にあたっては、土地の売り払いを前提とする提案はできません。一般定期借地権設定契約の締結後、借地期間の満了までに、再契約について大阪府と協議することは可能です（公募要項P.5「2(5)①」参照）。
22	5	2 物件概要 (5) 土地の貸付条件 ①貸付方法について 「事業者は大阪府から事業用地を借り受け、事業を実施することとし」とありますが、一部の用地について売却の提案は可能でしょうか。（例えば「万博外周道路沿い外側用地約2.3ha」の一部に分譲住宅等、土地売却を伴う用途を提案可能かという主旨です。）	応募にあたっては、土地の売り払いを前提とする提案はできません。一般定期借地権設定契約の締結後、借地期間の満了までに、再契約について大阪府と協議することは可能です（公募要項P.5「2(5)①」参照）。
23	5	2 物件概要 (5) 土地の貸付条件 ①貸付方法について 土地の売り払いも含めて大阪府と協議が出来るとありますが、協議可能対象は、①-a、①-b、②、③全てが対象となりますか？また、事業提案時に土地の売り払いを前提とした提案（分譲マンション等）をすることは可能でしょうか。	協議はすべての事業用地が対象となります。応募にあたっては、土地の売り払いを前提とする提案はできません。一般定期借地権設定契約の締結後、借地期間の満了までに、再契約について大阪府と協議することは可能です（公募要項P.5「2(5)①」参照）。
24	5	2 物件概要 (5) 土地の貸付条件 ①貸付方法について 貸付方法について、「借地期間の満了までに、土地の売り払いも含め、再契約について大阪府と協議することができます」とありますが、土地の売り払い時期を特定する前提での提案でも失格事由には該当しないとの認識でよろしいでしょうか？	土地の売り払いについては再契約での協議事項となりますので、応募にあたっては、土地の売り払い時期を特定した提案はできません。
25	5	2 物件概要 (5) 土地の貸付条件 ①貸付方法について 借地期間中に於いて、大阪府と事業者とが土地の売り払い協議をする場合の土地売却価格は、鑑定評価額あるいは路線価のいずれを想定されていますでしょうか？	大阪府が土地を売り払う場合は、原則として、不動産鑑定評価を実施し、大阪府財産評価審査会の意見を聴取した上で土地の価格を決定することになります。
26	5	2 物件概要 (5) 土地の貸付条件 ①貸付方法について 土地の売り払いに係る大阪府との協議を、事業予定者の決定後、一般定期借地権設定契約締結までの間にすることは可能でしょうか？	土地の売り払いを含む再契約については、一般定期借地権設定契約の締結後、借地期間の満了までに大阪府と協議することができます。
27	5	2 物件概要 (5) 土地の貸付条件 ①貸付方法について 土地の売り払いの手続きや流れについて、現時点で想定できる内容があればご教示をお願いします。	現時点ではありません。
28	5	2 物件概要 (5) 土地の貸付条件 ②貸付期間について 「貸付期間は50年とします。また、応募にあたり50年と異なる期間を記載した場合は無効」とありますが、定期借地権付きマンションを想定し、期間を70年等に延長しての提案は可能でしょうか。	応募にあたっては借地期間を50年としてください。借地借家法に基づき、契約の更新はできませんが、一般定期借地権設定契約の締結後、借地期間の満了までに、再契約について大阪府と協議することは可能です（公募要項P.5「2(5)①」参照）。
29	5	2 物件概要 (5) 土地の貸付条件 ②貸付期間について ②貸付期間について、「原状回復し、更地にて返還」とありますが、樹木・インフラ・杭など権利返還内容、土地の引き渡し状況の詳細はありますでしょうか？	事業者において、土地上の建物の滅失登記手続きをするとともに、事業者が所有もしくは使用する権利を有する建物及び工作物等一切を撤去し、事業用地を原状に回復してください。なお、地下構造物等も完全に撤去してください。ただし、資料4に掲載の建物施設を引渡し時の状況に回復する必要はありません。
30	5	2 物件概要 (5) 土地の貸付条件 ③貸付料及び保証金について (i) 土地の貸付料は土地面積と床面積、どちらの平米数に基づいて計算されますでしょうか？また、床面積の場合、総内法面積(Gross Internal Area)に基づいた計算でしょうか？	土地の貸付料は、利用する土地の面積に基づき算出します。

万博記念公園駅前周辺地区活性化事業者公募に係る質問に対する回答【1回目】（令和元年11月8日）

No.	質 問		回 答	
	頁	内 容（原則、原文のまま掲載）		
31	2 5	2 物件概要 (5) 土地の貸付条件 ③貸付料及び保証金について (i)	駅前ロータリー等を貸付の対象から除いた場合、失格要件となる貸付料最低価格は単価ベースを前提としてよろしいでしょうか？	貸付料の最低価格は4,399円/㎡・年です。最低価格未満の価格を提案した場合は無効とし、その応募者は失格となります（公募要項P.5「2(5)③(i)」参照）。
32	2 5	2 物件概要 (5) 土地の貸付条件 ③貸付料及び保証金について (ii)	貸付料を1/3減額して頂く際の明確な基準はありますでしょうか？「『特に必要がある』と認めるとき」とはどのような場合でしょうか？	貸付料の減額については、「財産の交換、譲渡及び貸付け等に関する条例」等に基づき、それぞれの事案に応じて大阪府の施策上の必要性、関連性等の観点から十分考慮し、大阪府が財政的支援を行う必要があると認められる場合等に行うこととしています。
33	2 5	2 物件概要 (5) 土地の貸付条件 ③貸付料及び保証金について (ii)	本公募は、大阪府の施策上の必要性、関連性等の観点から実施されている為、選定された応募者は原則として貸付料の1/3を減額して頂けるとの認識でよろしいでしょうか？	貸付料の減額については、事業予定者の申請内容を審査の上、決定します。
34	2 5	2 物件概要 (5) 土地の貸付条件 ③貸付料及び保証金について (ii)	将来的な貸付料1/3減額の可能性が見込める対象範囲について、基本用地内の分割はなく、用地一体で受けられるのかご教示お願いいたします。	そのとおりです。ただし、減額は事業予定者の申請内容を審査の上、決定することから、分割される場合もあります。
35	2 5	2 物件概要 (5) 土地の貸付条件 ③貸付料及び保証金について (ii)	(ii) 貸付料の1/3を減額することができるとありますが、減額を前提とする提案でも失格事由には該当しないとの認識でよろしいでしょうか？	応募にあたっては、減額を前提としない提案をしてください。なお、減額を前提とする提案を併記していただくことは、かまいません。
36	2 5	2 物件概要 (5) 土地の貸付条件 ③貸付料及び保証金について (iv)	「貸付料は、事業用地の引渡しの際から徴収します。ただし、事業用地をいくつかの工区に分割したときは、各工区の引渡しの時期から徴収するものとします」（P5）とありますが、この場合、各工区ごとに一般定期借地権設定契約を締結するとの認識でよろしいでしょうか？	契約の具体的な内容は、基本協定締結の協議において決定します。
37	2 5	2 物件概要 (5) 土地の貸付条件 ③貸付料及び保証金について (iv)	公募対象地をいくつかの工区に分割したときは、工区毎に土地を分筆の上で一般定期借権設定契約を締結することは可能でしょうか？	現時点において、事業用地の分筆を予定していません。
38	2 5	2 物件概要 (5) 土地の貸付条件 ③貸付料及び保証金について (iv)	公募対象地をいくつかの工区に分割したときは、分筆した土地毎に借地権登記することは可能でしょうか？	現時点において、借地権設定登記を予定していません。
39	2 5	2 物件概要 (5) 土地の貸付条件 ③貸付料及び保証金について (iv)	公募対象地をいくつかの工区に分割して分筆したときは、分筆した土地を更に分筆することは可能でしょうか？	現時点において、事業用地の分筆を予定していません。
40	2 5	2 物件概要 (5) 土地の貸付条件 ③貸付料及び保証金について (iv)	複数法人の共同企業体で応募提案する場合、工区毎、もしくは建物毎に別の法人を一般定期借権設定契約締結の当事者とすることは可能でしょうか？	事業予定者が法人グループ《共同企業体》の場合は、原則として、代表法人と契約を締結します（公募要項様式3-4参照）。

万博記念公園駅前周辺地区活性化事業者公募に係る質問に対する回答【1回目】（令和元年11月8日）

No.	質 問		回 答	
	頁	内 容（原則、原文のまま掲載）		
41	2 5	物件概要 (5)土地の貸付条件 ③貸付料及び保証金について (iv)	建設工事の前又は後に、公募対象地内の土地（例えば1-a内のアリーナ建設以外の部分）をいくつかに分筆し、一部区画の借地権を第三者へ譲渡することは可能でしょうか？	現時点においては、事業用地の分筆を予定していません。借地権の譲渡は可能ですが、提案内容（事業の目的、内容、譲渡先等）を踏まえ、個々の事情を十分に勘案した上で判断することになります。
42	2 5	物件概要 (5)土地の貸付条件 ③貸付料及び保証金について (iv)	「貸付料は、事業用地の引渡し時から徴収します」とありますが、この条件は事業用地の全体が例外無く対象となりますでしょうか？	貸付料は、事業用地の引渡し時から徴収します。なお、事業用地①-aで実施する工事を2期に分けるなど、事業用地の区分をいくつかの工区に分割したときは、各工区の引渡しから徴収するものとします。
43	2 6	物件概要 (5)土地の貸付条件 ④事業用地の物件保全義務について	「事業用地の引渡し後は、事業者の責任と費用負担で善良な管理者としての注意をもって維持保全してください」とありますが、借地権に関して、第三者に譲渡や売却をすることは可能なのでしょうか？	借地権の譲渡は可能ですが、提案内容（事業の目的、内容、譲渡先等）を十分に勘案した上で判断することになります。
44	2 6	物件概要 (6)建設に関する条件	「吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】」等について、応募期日までの間に応募者自らが個別に吹田市と事前相談をさせて頂いてもよろしいでしょうか？	問題ありません。ただし、公平性確保の観点から、一般的な規制内容の確認等になります。
45	2 7	物件概要 (6)建設に関する条件 ②施設計画について (ii)	施設計画について、「IoT等先進技術の活用」とありますが、大阪府・大阪市・大阪商工会議所が設置する実証事業推進チーム大阪における進められている実証実験の結果、仮に公募対象地にて実装されることとなった場合には、大阪府による当施設へのサービス支援等は可能でしょうか？	大阪府として可能な範囲で支援を行います。
46	2 7	物件概要 (6)建設に関する条件 ③交通計画について	万博外周道路及び駅前ロータリー等の交通環境とありますが、大阪府にてご負担を予定されている部分について、規模および費用の金額感等のイメージをご教示頂けませんでしょうか？また審査対象となりますでしょうか？	交通環境については、事業予定者又は事業者の事業計画に基づき、大阪府及び関係機関と協議の上決定します。また、交通計画については審査の対象となります（公募要項P.18「(2)Ⅲ⑤」参照）。
47	2 7	物件概要 (6)建設に関する条件 ③交通計画について	「駅前ロータリー等の交通環境は、大阪府において整備する」とありますが、歩行者系の広場空間、エキスポシティや吹田スタジアムへの歩行者動線空間もそれに含まれるという理解でよろしいでしょうか？	駅前ロータリー等の交通環境については、事業予定者又は事業者の事業計画に基づき、関係機関との協議により決定します。なお、協議の結果、駅前ロータリーに該当しないと判断された場合は、事業者の責任と費用負担で整備していただくこととなります。
48	2 7	物件概要 (6)建設に関する条件 ③交通計画について	対象敷地外における公共施設整備（道路上空のデッキ整備等）について提案に盛り込むことは可能でしょうか。また、その際の費用負担先ならびに帰属先は誰になるかご教示ください。	提案に盛り込むことは可能ですが、交通環境については、事業予定者又は事業者の事業計画に基づき、関係機関との協議により決定します。なお、協議の結果、交通環境に該当しないと判断された場合は、事業者の責任と費用負担で整備していただくこととなります。
49	2 7	物件概要 (6)建設に関する条件 ③交通計画について	駅前ロータリーとモノレール駅との接続方法について、考慮すべき要件があればご教示をお願いします。	駅前ロータリーと大阪モノレール「万博記念公園駅」との接続方法について、現時点で具体的な要件は定まっていません。事業予定者又は事業者の事業計画に基づき、関係機関との協議により決定します。

万博記念公園駅前周辺地区活性化事業者公募に係る質問に対する回答【1回目】（令和元年11月8日）

No.	質 問		回 答
	頁	項 目 内 容（原則、原文のまま掲載）	
50	7	2 物件概要 (6) 建設に関する条件 ③交通計画について エキスポシティ・吹田スタジアムの吹田市環境まちづくり影響評価条例に基づく事後調査の結果について、情報提供をいただけませんか？また設計は事業者となっておりますが、バスやタクシー停留所・乗り場など駅前ロータリーに必要なスペック等をご教授お願い致します。	事後調査の結果については、吹田市ホームページにおいて公開されています。 ・「(仮称)吹田市立スタジアム建設事業に係る環境影響評価」 https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kankyo/kankyoseisaku/ecocity/_73757.html ・「(仮称)エキスポランド跡地複合施設開発事業に係る環境影響評価」 https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kankyo/kankyoseisaku/ecocity/_73761.html 駅前ロータリーに必要なスペック等については、事業予定者又は事業者の事業計画に基づき、関係機関との協議により決定しますが、原則として現状と同等以上の機能を提案してください。（代替の提案があればこの限りではありません）
51	7	2 物件概要 (6) 建設に関する条件 ③交通計画について 万博外周道路及び駅前ロータリー等の交通環境について、「施設配置計画や工期等については、大阪府及び関係機関との協議において、変更が必要となる場合があります、変更に要する費用は事業予定者又は事業者が負担してください」とありますが、当該変更箇所以外は大阪府の責任と費用負担で整備して頂けるとの認識でよろしいでしょうか？	交通環境の整備は大阪府が行いますが、事業計画の変更に伴って必要となる測量、調査（ボーリング調査含む）及び設計については事業者が行ってください（公募要項P.7「(6)③」参照）。
52	7	2 物件概要 (6) 建設に関する条件 ③交通計画について 大阪府において整備する道路や駅前ロータリーについて、仮に当該部分の整備が遅延等し、事業者に於いて損害が発生する場合には大阪府にてご負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか？	駅前ロータリー等の交通環境については、事業予定者又は事業者の事業計画に基づき、整備が遅延しないよう、関係機関との協議により進めていきます。なお、本要項において定めのない事項、明確でない事項等については、事業予定者の決定後、別途協議します（公募要項P.21「11」参照）。
53	7	2 物件概要 (6) 建設に関する条件 ③交通計画について 万博外周道路及び駅前ロータリー等の交通環境の整備について、大阪府にてご負担を予定されている部分の具体的な規模、範囲、金額感をご教示頂けませんか？	交通環境については、事業予定者又は事業者の事業計画に基づき、大阪府及び関係機関との協議により決定します。
54	7	2 物件概要 (6) 建設に関する条件 ③交通計画について 「万博外周道路及び駅前ロータリー等の交通環境は、事業予定者又は事業者の事業計画に基づき、大阪府において整備を行います。なお、道路整備に伴う測量、調査（ボーリング調査含む）及び設計については事業者が行ってください。」とありますが、大阪府においてされる整備とは、必要に応じて関係する都市計画手続きや協議、許認可取得等も含めてのものと考えてよろしいでしょうか？	交通環境は大阪府が整備しますが、道路整備に伴う手続き等については、原則として、事業予定者又は事業者で実施してください。ただし、工事の実施にあたって必要となる、道路管理者や公安委員会との協議や許認可の取得は大阪府が行います。
55	7	2 物件概要 (6) 建設に関する条件 ③交通計画について 事業予定者又は事業者から提案する施設計画の大阪府等との協議により必要となる変更について、事業者等の責めに帰さない場合には大阪府にて費用負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか？	交通環境の整備は大阪府が行いますが、事業計画の変更に伴って必要となる測量、調査（ボーリング調査含む）及び設計については事業者が行ってください（公募要項P.7「(6)③」参照）。

万博記念公園駅前周辺地区活性化事業者公募に係る質問に対する回答【1回目】（令和元年11月8日）

No.	質 問		回 答	
	頁	内 容（原則、原文のまま掲載）		
56	7	2 物件概要 (6) 建設に関する条件 ③交通計画について	交通対策について、日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョンにおける目指すべき公園像の【基本方針6：全ての人々が安心して快適に利用できる公園】において、「来園者の増加に伴い、交通渋滞が想定されることから、関係機関と連携しつつ駐車場の増設や誘導施設などの総合的な交通対策を進める」とありますが、大阪府にて具体的に検討されている施策（例えば大阪モノレールの増便・車輛増設・補強等）があればご教示頂けませんでしょうか？	交通対策については、事業予定者又は事業者の事業計画に基づき、関係機関と連携を図り、具体的な検討を行っていく予定です。
57	7	2 物件概要 (6) 建設に関する条件 ③交通計画について	交通計画の事前検討にあたって、将来的な公共交通機関の増強などございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	交通対策については、事業予定者又は事業者の事業計画に基づき、関係機関と連携を図り、具体的な検討を行っていく予定です。
58	7	2 物件概要 (6) 建設に関する条件 ③交通計画について	モノレールの増設を交通計画の検討に含めることは可能でしょうか？可能な場合は現在の4両から何両まで可能でしょうか？	大阪モノレールの対応について、大阪高速鉄道株式会社と協議を始めたところであり、現時点では増設等は不明ですが、検討ということで提案することは可能です。なお、交通対策については、事業予定者又は事業者の事業計画に基づき、関係機関と連携を図り、具体的な検討を行っていく予定です。
59	7	2 物件概要 (6) 建設に関する条件 ③交通計画について	大阪府にて大阪モノレールの増便や車輛増設は予定されておりますでしょうか？	大阪モノレールの対応について、大阪高速鉄道株式会社と協議を始めたところであり、現時点では増設等は不明です。なお、交通対策については、事業予定者又は事業者の事業計画に基づき、関係機関と連携を図り、具体的な検討を行っていく予定です。
60	7	2 物件概要 (6) 建設に関する条件 ③交通計画について	吹田スタジアムの環境影響評価では今回の計画地の一部である中央駐車場1000台のうち500台を利用する設定となっていると思いますが、現地説明会で説明のあった中央駐車場の移転先にこの吹田スタジアムが利用する500台も移される前提でよろしいでしょうか？またこの移設予定地も可能な範囲で具体的な場所をお示しいただくことは可能でしょうか？（外周道路の外側で中央環状線の北側など）	そのとおりです。また、中央駐車場については、公募対象地内での移転整備は想定していません。
61	7	2 物件概要 (6) 建設に関する条件 ③交通計画について	中央駐車場の代替用地（約1,000台収容）を検討しているとのこと説明でしたが、用地は、敷地内か敷地外どちらで計画されているのでしょうか？	公募対象地内での移転整備は想定していません。
62	7	2 物件概要 (6) 建設に関する条件 ③交通計画について	万博外周道路及び駅前ロータリー等の交通環境は大阪府において整備とありますが、吹田市条例に基づく環境アセスメントに関する手続きを主体的に行うのは誰になるのかご教示ください。	事業予定者になります。